

防府市胃内視鏡検診運営委員会設置要綱

平成29年7月1日制定

(目的)

第1条 防府市胃がん検診（内視鏡検診）（以下、「胃内視鏡検診」という。）を円滑に実施するため、防府市胃内視鏡検診運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、防府医師会から推薦された者をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 委員会は必要に応じ、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 胃内視鏡検診の実施方法に関すること
- (2) 胃内視鏡画像の二重読影及び比較読影を行う防府医師会胃がんダブルチェック読影会の運用方法に関すること
- (3) 研修会の開催、偶発症対策、検診データベースの管理の検討に関すること
- (4) その他胃内視鏡検診実施のために必要な事項に関すること

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員の互選により選出した委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健こども部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。